

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件名	規格	単位	予定数量	履行期限	履行場所
重油特種1号	仕様書のとおり	KL	60	7.3.17～7.3.31	陸上自衛隊勝田駐屯地

2 参加資格

- 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- 物品売買契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項
- 単価契約に関する特約条項
- 契約条項を示す場所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所：なし

5 入札実施日時及び場所：令和7年3月10日(月)11時00分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保証金

- 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無効入札

- 本公告に示した資格のない者の入札
- 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落札決定方法

- 単価により決定する。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札金額は消費税抜き価格とし、当該所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契約書の作成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 その他

- 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- 郵便入札について：郵便による入札は令和7年3月7日(金)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、赤字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時：令和7年3月12日(水)13時15分

イ 場 所：陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室

- 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 三上直通 FAX：029-271-3130 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校

名 称	重油特種 1 号	仕様書番号	
		作成年月日	令和 7 年 2 月 2 0 日
		作成部隊	施設学校 総務部 管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、勝田駐屯地ボイラー用燃料として使用する重油特種 1 号について規定する。

1.2 用語及び定義

種類は表 1 による。

表 1-種類

種類		物品番号	納入区分	注記
特種	1 号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K2205 の 1 種 (A 重油) 1 号のもの。

1.3 製品の呼び方

重油特種 1 号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2 2 0 5 重油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品-密度試験方法

J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品-密度の求め方-第 1 部：振動法

J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品-密度の求め方-第 2 部：浮ひよう法

J I S K 2 2 4 9 - 3 原油及び石油製品-密度の求め方-第 3 部：ピクノメータ法

J I S K 2 2 4 9 - 4 原油及び石油製品-密度の求め方-第 4 部：密度・質量・容量

b) 法令等

産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 8 8 号）

2 役務に関する要求

2.1 履行期間

- a) 令和7年3月17日から3月31日までとする。
- b) 上記の期間のうち、細部は、官側との調整による。

2.2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下とする。

3 品質保証

検査は、JIS K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 手 段

タンクローリーによる運搬・給油とする。

4.2 納地

- a) 納地は、勝田駐屯地とする。
- b) 別紙「全般配置図」

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果 “

測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3
又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm³ を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする

全般配置図

